

岐阜県公報

号外(三) 平成三十一年四月九日

目次

告示

家畜伝染病の発生
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定

(家畜防疫対策課)

ページ

(同)

一

告示

岐阜県告示第二百四十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年四月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 家畜伝染病の種類

豚コレラ

二 家畜の種類

豚

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

疑似患畜 十七頭

四 発生場所

恵那市

五 発生年月日

平成三十一年四月九日

岐阜県告示第二百四十六号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

恵那市岩村町飯羽間、長島町鍋山、三郷町佐々良木、三郷町野井、三郷町椋実及び山岡町久保原

2 移出を禁止する区域

中津川市阿木、飯沼及び茄子川、瑞浪市稲津町萩原、大湫町、釜戸町、陶町猿爪及び土岐町並びに恵那市明智町、明智町大泉、明智町吉良見、明智町杉野、明智町野志、明智町東方、岩村町、岩村町富田、大井町、長島町久須見、長島町正家、長島町正家一丁目、長島町正家二丁目、長島町正家三丁目、長島町中野、長島町中野一丁目、長島町中野二丁目、長島町中野三丁目、長島町永田、笠置町毛呂窪、笠置町姫栗、上矢作町、上矢作町木ノ寒、武並町新竹折、武並町竹折、武並町藤、東野、山岡町釜屋、山岡町上手向、山岡町下手向、山岡町田沢、山岡町田代、山岡町原及び山岡町馬場山田

平成三十一年四月九日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一 号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社